

2016年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法学部	身分	教授
氏名	中野目善則		
NAME	Yoshinori Nakanome		

1. 研究課題

（和文）法の性質及び法解釈の在り方についての研究

（英文）

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）法の解釈には、文字解釈、厳格解釈を初め原意解釈、法の柔軟な解釈などの様々な立場があり、立法により解決すべきであるとする立場も多くみられるところであるが、法はある程度の柔軟性をもって解釈されるべきであり、とりわけこのことは長きにわたり改正されない規範の場合には強く妥当する。明文では定められていないが、解釈により対処すべき場合は、新しい技術の登場などにより、多く生ずる。立法に多くを求めれば求めるほど、現実の問題、困難を解決する力を法は失い、生きたものとして機能することができず、現実の混乱や不安は放置されてしまう。このような観点から、さまざまな解釈手法について、検討を加え、一定の方向性を示そうとするのが本研究の意図である。

文字解釈、趣旨解釈、原意解釈ーとりわけスカリーア裁判官の一連の解釈手法ー、制定経緯を踏まえた等々について、判例等における具体的意見を紹介・分析しつつ、どのような解釈手法が、妥当であり、必要な解釈の手法であるのかについて、研究成果をまとめる予定である。

特定課題研究費であることを示した研究としては、特にスカリーア裁判官の解釈手法に関する研究を予定している。

また、特定課題研究費によるものであることを明記していないが、法の趣旨を踏まえた解釈を強調した論文として、2017年度には、「職務質問に伴う停止・留め置き限界」高橋他編『刑事法学の未来』（長井圓先生古稀記念）649－672頁を公刊した。また、2016年度には、「違法排除法理の展開における違法認定と証拠排除ー第1京浜職務質問及び車内検査事件最高裁判例を契機に」（中央ロー・ジャーナル13巻2号3頁）を公刊して、法の狙いを踏まえた法解釈の必要性を強調した。

（英文）